

男女共同 参画推進本部 ニュース

No.7

2004.10.15



国家公務員1種試験志望者を対象とした「女性のための業務説明会」質疑応答の様相(法務省)〔本文は3ページ〕

Contents

- P.1** ● 改正配偶者暴力防止法の概要について
- P.2** ● 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成16年度)を公表
● 女性の政策・方針決定参画状況調べ(平成16年度)を公表
- P.3** ● 国家公務員1種試験志望者を対象とした「女性のための業務説明会」を開催しました(法務省)
● ESCAPハイレベル政府間会合の開催
● INFORMATION
- P.4** ● INFORMATION



国内本部機構の活動状況

改正配偶者暴力防止法の概要について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」については、本年5月27日に成立し、6月2日に公布されました。改正法の施行日は12月2日です。改正の主な概要は次のとおりです。

1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大

配偶者からの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動についても「配偶者からの暴力」に含めることとされました。なお、保護命令に関する規定等については身体に対する暴力のみを対象とするものとして整理されました。

2 保護命令制度の拡充

○元配偶者に対する保護命令

離婚後も、元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、裁判所が保護命令を発するものとされました。

○被害者の子への接近禁止命令

配偶者が被害者の幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行うなど、被害者がその同居している未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止する必要があると認めるとき、裁

判所は、被害者の子への接近禁止命令を発することとされました。

○退去命令の期間の拡大

退去命令の期間は2週間から2月間に拡大されました。

○退去命令の再度の申立て

裁判所は、退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、これを発するものとなりました。

3 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施

市町村の施設も配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができるとされました。

4 被害者の自立支援の明確化等

○国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有するものとされました。

○基本方針及び基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、主務大臣は基本方針を、都道府県は基本計画を定めなければならないものとされました。

○配偶者暴力相談支援センターによる自立支援の明確化及び調整機能の発揮等

被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利

用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと等が、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記されました。

○民間団体との連携

配偶者暴力相談支援センターは、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体との連携に努めるものとされました。

○関係機関の連携協力

都道府県又は市区町村の関係機関その他の関係機関は、被害者への適切な保護が行われるよう、相互に連携協力するよう努めるものとされました。

http://www.gender.go.jp/dv/index_d-2.html

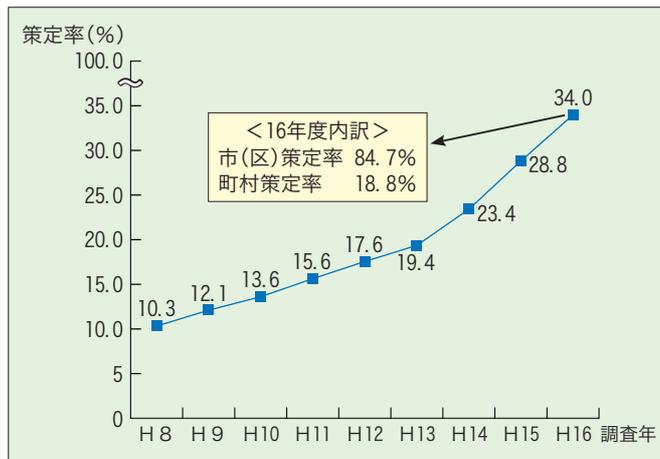
地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成16年度)を公表

男女共同参画局が年に1度調査を実施している表記調査の平成16年度調査結果を、8月25日に公表しました。主な内容は次のとおりです。

1 計画の策定状況

全ての都道府県・政令指定都市で計画策定済みとなっており、市区町村での策定率も年々上昇し、順調に増加しています。(図1)

図1 市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移



2 審議会等委員への女性の登用比率

都道府県の審議会等への女性登用比率は平均28.3%、政令指定都市で27.2%となり、順調に増加しています。

市区町村の審議会等への女性の登用比率は平均19.8%ですが、80市区および82町村で女性比率が30%を超えている一方、55町村では女性委員が一人もいないか5%未満となっています。(図2)

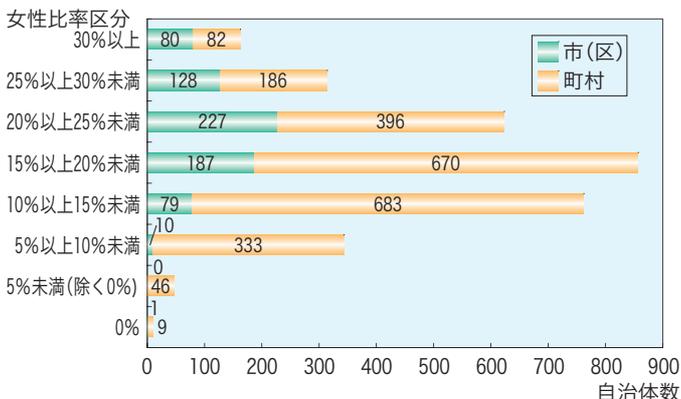
3 管理職(本庁の課長相当職以上)の女性比率

地方自治体の女性管理職比率は、都道府県で平均4.9%、政令指定都市が平均6.4%、市区町村では平均7.6%となっています。保育園の園長などが管理職として含まれることもあり、管理職の女性比率は都道府県より市区町村のほうが高くなっていますが、

市区町村間には大きな格差があり、女性管理職比率が10%を超える自治体が860ある反面、女性管理職が1人もいない自治体が1,169もあります。

<http://www.gender.go.jp/suisin-index.html>

図2 市区町村における法律、政令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率



女性の政策・方針決定参画状況調べ(平成16年度)を公表

男女共同参画局では、毎年、政治、行政、司法等の様々な分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況について取りまとめています。本年の概要は以下のとおりです。

I 国における女性の状況

(1) 政治への参画

平成16年7月現在、衆議院の女性議員数は34名で、女性割合は7.1% (12年6月では7.3%)であり、参議院の女性議員数は33名で、女性割合は13.6% (13年7月では15.4%)となっています。

(2) 行政への女性の参画

平成15年1月15日現在、国家公務員のうち指定職・行政職(一)9級以上の女性は130名で、女性割合は1.3% (13年では136名、1.4%)となっています。また、15年9月30日現在、審議会等における女性委員の割合は26.8% (14年では25.0%)となっています。

(3) 司法への女性の参画

女性の裁判官の数は、平成16年4月現在420名で、女性割合は13.2% (12年では328名、10.9%)であり、女性の検察官の数は、16年3月31日現在209名で、女性割合は8.6% (同135名、6.1%)であり、女性の弁護士の本数は、3月31日現在2,448名で、女性割合は12.1% (同1,530名、8.9%)となっています。

II 都道府県・市区町村における女性の状況

(1) 政治への参画

平成15年12月現在、地方議会における女性議員数は4,670名で、女性割合は7.9% (12年では3,982名、6.4%)となっています。

(2) 行政への参画

都道府県においては、県知事が4名(平成16年4月1日現在)、副知事が5名(16年4月1日現在)、市区町村においては、市区長が7名(15年12月31日

現在)、町村長が6名(15年12月31日現在)です。

Ⅲ 民間・各種団体等における女性の参画

(1) 民間企業における女性の登用状況

厚生労働省「女性雇用管理基本調査」によると、役職別女性管理職の割合は、平成15年では、係長相当職で8.2% (12年では7.7%)、課長相当職で3.0% (同2.6%)、部長相当職で1.8% (同1.6%) となっています。

(2) 各種資格試験合格状況

医師国家試験合格者に占める女性割合は、平成16年で33.8% (12年では30.6%)、弁理士試験合格者については15年度で14.2% (同22.7%)、公認会計士二次試験合格者については15年で16.3% (同17.1%)、税理士試験合格者については15年度で34.6% (同36.8%) となっています。

<http://www.gender.go.jp/2004statistics/index.html>

国家公務員 I 種試験志望者を対象とした「女性のための業務説明会」を開催しました(法務省)

法務省では、平成16年9月6日(月)に、法務省地下大会議室において、女性の国家公務員 I 種試験志望者を対象とした「女性のための業務説明会」を開催し、関東地区や関西地区等に所在する大学の学生計35名の女性志望者が参加しました。

本説明会では、法務省の各職場で活躍する女性職員5名が、「法務省の職場は女性が働きやすい環境であるか」、「法務省でなぜ女性が活躍しているのか」、「仕事のやりがい」等について説明を行い、その後、参加者を女性職員ごとの5グループに分けて質疑応答を行いました(表紙写真参照)。質疑応答では、業務内容に関するものだけでなく、結婚・出産と仕事の両立、転勤・異動の頻度など、女性ならではの内容についても数多く質問がなされ、参加者も非常に熱心に話を聞いていました。

なお、本説明会の模様については、法務省ホームページ<http://www.moj.go.jp/KANBOU/jinji03.html>内の「業務説明会実施結果報告」を御覧ください。

国際関係

ESCAPハイレベル政府間会合の開催

ESCAP(アジア太平洋地域経済社会委員会)ハイレベル会合が9月7日から10日までESCAP本部(タイ・バンコク)で開催され、加盟国等47の国及び地域、17の国際機関、NGO等の代表450名以上が参加しました。我が国からは日黒依子国連婦人の地位委員会日本代表を代表団長に関係府省等から計14名が政府代表団として出席しました。

会合では、我が国も含む各国代表や国連機関等による第4回世界女性会議(1995年、中国・北京)以降の女性の地位向上における成果等に関するステートメントの発表の他、アジア太平洋地域における北京行動綱領及び女性2000年会議成果文書の実施状況のレビューに係るパネル会合やラウンド・テーブル会合など、様々な形で議論が行われました。

最終日には、2005年3月に開催される第49回婦人の地位委員会(通称「北京+10」)においてアジア太平洋地域としてのインプットとする報告書(「バンコク・コミュニケ」を含む)が採択されました。

INFORMATION

平成16年度 「女性に対する暴力をなくす運動」

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

男女共同参画推進本部では、毎年11月12日から25日までの2週間にかけて「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

この期間中、地方公共団体、女性団体などの協力により、全国で、女性に対する暴力の根絶や女性の人権尊重などに関する様々なイベントが開催されます。なお、運動最終日の11月25日は国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」です。



国家公務員 I 種志望者対象 「女子学生セミナー」

「女子学生セミナー in 東京」

日時：平成16年10月27日(水) 13:00～16:50

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター
(東京都渋谷区代々木神園町3-1)

内容：女性幹部職員による講演

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課長 荒木由季子氏

本府省女性職員との意見交換

「女子学生セミナー in 京都」

日時：平成16年11月9日(火) 13:00～17:00

会場：キャンパスプラザ京都

(京都市下京区西洞院通塩小路下る)

内容：女性幹部職員による講演

内閣府男女共同参画局推進課長

定塚由美子氏

パネルディスカッション及びパネリストとの意見交換

問い合わせ先：人事院人材確保対策室

TEL：03-3581-5314 <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

女性に対する暴力に関するシンポジウム

日時 平成16年11月25日(木) 13:15～16:45

場所 イイノホール (東京都千代田区内幸町2-1-1)

内容 基調講演、パネルディスカッション等

参加費 無料

申込方法 下記の記載事項を明記の上、はがき又はFAXにてお申し込みください。

また、内閣府男女共同参画局のホームページからも申し込みができます。

1 記載事項

「女性に対する暴力に関するシンポジウム申込」と必ず記載のうえ、氏名(ふりがな)、職業又は所属、住所、電話番号を明記してください。

2 受付期限 平成16年11月10日(木)必着

(ただし定員に達し次第締め切ります。)

3 申込先

はがき宛先：

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局推進課

FAX：03-3592-0408

ホームページ：<http://www.gender.go.jp/>

4 その他

入場券の発送等はありませんので、申し込み後、当日会場へお越しください。なお、定員以上の応募があった場合には、先着順とさせていただきます。定員到達後に申し込みいただいた方には、参加のお断りの連絡をすることがありますので、予め御了承ください。

問い合わせ先

内閣府男女共同参画局推進課

女性に対する暴力に関するシンポジウム申込係

TEL：03-5253-2111 (内線83738)

※電話でのお申し込みは受付できません。

全国男女共同参画宣言都市サミット (茨城県水戸市)

日時：平成16年11月12日(金) 12:00～17:00

場所：茨城県立県民文化センター 大ホール

内容：基調講演とシンポジウム

問い合わせ先：水戸市市長公室男女平等参画推進室

TEL：029-226-3161

国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間

人事院では、12月4日(土)から10日(金)の期間中に、次の事業を実施します。

◎ 一日電話相談

開設日時：12月4日(土) 10:30～15:30

電話(フリーダイヤル)：0120-783-441

対応者：弁護士、カウンセラー、職員相談官など

◎ シンポジウム

開催日時：12月10日(金) 13:00～16:00

会場：さいたま新都心合同庁舎1号館講堂

内容：大学教授によるセクハラ問題に関する基調講演の後、同教授をコーディネーターとする、弁護士、民間企業担当者、カウンセラーによるパネルトークを予定

問い合わせ先：人事院職員福祉課

TEL：03-3581-5336 <http://www.jinji.go.jp/>

女性のやる気を応援するチャレンジ・サイト

「チャレンジ・サイト」は、再就職、キャリアアップ、起業など様々な分野でチャレンジしたい女性が、必要な情報を効率的に入手できるよう、各種支援機関に関する情報や実際に活躍されている女性の方を紹介するサイトです。今年4月から内閣府のホームページ内で本格運用しています。サイトの主な内容は次のとおりです。ぜひ、御活用ください。

あなたのチャレンジ・テーマ10

チャレンジしたいこと、相談したいことを10の分野に分け、支援機関と支援内容を紹介します。

事例紹介

全国的女性センター・男女共同参画センターや様々な分野で活躍されている方々を現地取材しています。

トピックス

チャレンジ支援に関する内閣府の取組や各地域の情報を紹介します。

チャレンジ・サイト：<http://www.gender.go.jp/e-challenge/>
御意見、御要望をお寄せください。

問い合わせ先：addanjo@op.cao.go.jp



編集・発行：内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL：03-5253-2111(代) FAX：03-3581-9566

発行日：偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>